

指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスに関するQ & A（令和8年2月1日）

質問内容		回答
1. 指定相当訪問型サービス・指定相当通所型サービス共通事項		
Q 1	報酬を算定する回数は実際に利用した回数なのか、ケアプラン上の回数なのか。	実際に利用した回数の報酬請求になります。 ただし、ケアプラン上の回数と異なるサービス提供が続く場合は、適宜ケアプランの変更を検討してください。
Q 2	キャンセル料を徴収することは可能か。	キャンセル料は、利用者との間で契約を取り交わしていれば請求することは可能です。
2. 指定相当訪問型サービス		
Q 3	「標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合」、「生活援助が中心である場合」、「短時間の身体介護が中心である場合」の違いはなにか。	<p>1. 標準的な内容の指定相当訪問型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ①専ら身体介護（自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助を含む）を行う場合 ②身体介護と生活援助の両方を含む場合 <p>2. 生活援助が中心である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①専ら生活援助を行う場合 ②生活援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合。 <p>3. 短時間の身体介護が中心である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. ①の身体介護を20分以内で提供する場合 （単なる安否確認や健康チェック、それに伴う若干の身体介護を行う場合は算定できない） <p>【参考】 身体介護、生活援助の具体的な内容については、「介護保険最新情報 vol. 637(平成30年3月30日老振発0330第2号)」による改正後の「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）」を参照してください。</p>
Q 4	指定相当訪問型サービスの月額制と回数制の使い分けの考え方は。	<p>月額単位数を超えるまでは回数制による単位数で算定し、回数制による単位数が月額単位数を超える場合は月額単位数で算定してください。月額制と回数制の選択制ではありません。</p> <p>（例）標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1週に1回程度の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1月に4回 → 287単位 × 4 = 1,148単位 → 月額1,176単位を下回るため回数制1,148単位を採用 1月に5回 → 287単位 × 5 = 1,435単位 → 月額1,176単位を上回るため月額制1,176単位を採用 ② 1週に2回程度の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1月に8回 → 287単位 × 8 = 2,296単位 → 月額2,349単位を下回るため回数制2,296単位を採用 1月に9回 → 287単位 × 9 = 2,583単位 → 月額2,349単位を上回るため月額制2,349単位を採用 ③ 1週に2回を超える程度の場合

		<p>1月に12回 → 287単位×12 = 3,444単位 → 月額3,727単位を下回るため回数制3,444単位を採用</p> <p>1月に13回 → 287単位×13 = 3,731単位 → 月額3,727単位を上回るため月額制3,727単位を採用</p>
Q5	<p>指定相当訪問型サービスの1週に2回程度の場合、1回ずつ「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」と「生活援助が中心である場合（45分以上）」を組み合わせる利用する場合どのように請求すればよいか。</p>	<p>Q4と同様の使いわけを行う。</p> <p>1週に2回程度の場合（月額2,349単位）を上限として、月額の単位数を超えるまでは回数制による単位数で算定し、回数制による単位数が月額の単位数を超える場合は月額の単位数で算定する。</p> <p>例）1週に2回程度の場合</p> <p>※1月が5週</p> <p>1月に5回 → 287単位×5 = 1,435単位 1月に5回 → 220単位×5 = 1,100単位 合計2,535単位 → 回数が1月に9回以上であり、月額2,349単位を上回るため月額2,349単位を採用</p> <p>《サービス時間の区分が混在している場合の算定方法》</p> <p>①「単価×回数」の単位を計算する。 ② ①で計算した単位と、「月額」の単位を比べる。 ③ ①の単位 < 「月額」の単位 →①の単位で請求 ①の単位 > 「月額」の単位 →「月額」の単位で請求</p>
Q6	<p>生活援助（掃除、買い物代行等）で支援していたが、「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」の身体介護（自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助）に変更したいが、ケアプランの取扱いはどうすればよいか。</p>	<p><u>生活援助から身体介護への変更は、一連のケアマネジメント（サービス担当者会議の開催含む）が必要です。</u></p> <p>身体介護（自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助）への変更が必要かアセスメント及びマネジメントし、サービス担当者会議で協議してください。検討の結果、身体介護（利用者とともに行う自立生活支援・重度化防止のサービス等）で支援する場合は「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」で算定できますが、自分で出来るようになると見込まれる家事関連活動がなく、生活援助で支援する場合は「生活援助が中心である場合」で算定してください。</p>
Q7	<p>令和7年3月まで生活援助で掃除や買い物代行等の支援をしていたが、令和7年4月から身体介護（自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助）に変更し、「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」で算定したい。</p> <p>スケジュールが決まっていますサービス担当者会議の開催が難しいがどうすればよいか。</p>	<p>今回の回数制導入による経過措置として以下の取扱いとします。</p> <p>① 生活援助から身体介護へ変更する場合、次のモニタリング訪問時（期限は令和7年7月末）までにサービス担当者会議を開催しケアプラン変更をしてください。</p> <p>② ケアプランを変更するまでの期間（令和7年4月～7月）に「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」で算定する場合は身体介護（自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助）でサービス提供し、ケアマネジャーは支援経過記録等に記録してください。令和7年4月以降に生活援助の内容でサービス提供した場合は「生活援助が中心である場合」で算定してください。</p> <p style="text-align: right;">令和7年8月1日廃止</p>

Q 8	「生活援助が中心である場合」で 60 分で掃除と買い物代行業を計画していたが、実際の支援が 40 分に変更になった時は「20 分以上 45 分未満の場合」の単位数で請求するのか。	実際に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間（介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより設定する時間）で算定してください。質問の場合は「45 分以上の場合」の単位数で請求します。ただし、実際の提供時間が計画に位置付けられた時間に比べ著しく短時間となっている状態が続く場合には、サービス提供責任者は、介護支援専門員と調整の上、訪問介護計画を見直してください。
Q 9	掃除の支援に週 1 回「生活援助が中心である場合」で 45 分入っているが、月の途中で状態が変化し、入浴介助が週 1 回必要になった。月の途中から、掃除の支援に、入浴介助を追加してもいいか。	令和 7 年 4 月の回数制の導入により、一連のケアマネジメントを実施しケアプラン変更を行った場合は、本人の状態変化による、月の途中のサービス内容や回数の変更を可能とします（軽微な変更の取扱いには該当しません）。 この事例の場合、月の途中から訪問型サービスを週 2 回程度算定することとなります。Q 5 の算定方法を参照してください。
Q 10	週 1 回入浴支援を計画し、「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」で算定予定だが、訪問した際、体調不良で入浴できなかったのでヘルパーが居室の掃除をした。算定してよいか。	体調不良で入浴できない場合に、掃除や洗濯を行ってもケアプランのニーズや目標は異なるため算定できません。清拭（身体介護）であればケアプランのニーズや目標は変わらずサービス内容の変更なので軽微な変更の取扱いで算定できます。
Q 11	身体介護（自立支援型見守りの支援）による支援者とともに行う掃除を週 1 回計画している。体調不良により、ヘルパーだけで掃除を行った場合「生活援助が中心である場合」を算定してよいか。	身体介護（自立支援型見守りの支援）による「標準的な内容の指定相当訪問型サービス」の算定を計画している場合、本人の体調が悪いときに「生活援助が中心である場合」への変更はできません。契約書によるキャンセル対応をしてください。 体調不良により掃除を自立支援型見守りの支援でできない頻度が増える場合、ケアプランの見直しをしてください。
Q 12	夫婦 2 人とも要支援 1 の認定を受けている世帯に、週 2 回「生活援助が中心である場合」で掃除、買い物、調理の支援を入れる。この場合妻のケアプランは作成せず、夫のケアプランにサービスを位置付けて夫婦 2 人分のサービスを実施してよいか。	夫のケアプランのみ作成する場合は妻の生活援助はできません。その場合、夫妻で使用している部屋の掃除や夫婦に必要な買い物や調理も出来ません。 夫婦に生活援助が必要な場合は、それぞれにケアプランを作成し、適宜所要時間や回数を振り分けてください。
3. 指定相当通所型サービス		
Q 13	短期入所（ショートステイ）を利用した場合、指定相当通所型サービスは日割りによる請求となるか。	日割りは行いません。利用実績に基づき回数で定められた単位数を請求してください。 令和 7 年 3 月まで日割りにしていたのは利用者が短期入所の期間にデイサービスの利用ができないことを考慮し、月額料金をそのまま負担することが不利益だったためです。今

		回、回数制を導入したことで短期入所の利用期間は、デイサービスの利用料金は発生しないため日割りは行いません。
Q14	令和6年度報酬改定により運動器機能向上加算は基本単位に包括化されたが、計画、評価はどのようにすればよいか。	別途運動器に関する計画書の作成は不要ですが、利用者や介護支援専門員へ提出する通所介護計画書に運動器機能向上サービスの内容を明記してください。評価に関して、規定の様式はありません。任意の様式や記録等に明記してください。
Q15	要支援1の利用者について、月によって5回利用になる利用回数を4回までとして取り扱うことは可能か。逆に、月によって4回利用になる利用回数を、同一週にもう1回利用することにより月5回の利用としてもよいか。	利用者に説明し同意を得たうえで、サービス担当者会議で検討しケアプランや通所介護計画に位置付ければ、週1回程度の利用者について、月によって5回利用になる利用回数を4回までとして取り扱うことは可能です。一方、週1回程度の利用者について、同一週に2回利用し恒常的に利用回数を月5回とすることは、週1回程度という原則に比べて過剰なサービスとなるため認められません。
Q16	天候（台風、大雪等）、利用者都合、事業者都合等により利用できなかった日があった場合に、別日で振り替えることは可能か。	利用できなかった日の振り替えは、同一週、別の週に関わらず振替可能です。また、翌月への振り替えも可能ですが、報酬請求の利用回数に影響があるため注意が必要です。